

平成 17 年度 社会福祉法人 豊橋市社会福祉協議会事業計画

高齢者の増加や出生率の低下などに伴う高齢社会の進行と、核家族化等による家族の形態や価値観の変化など、社会福祉に対するニーズはますます多様化、高度化してきています。そのような社会の変化に対応して、社会福祉基礎構造改革や社会福祉事業法の改正、介護保険・支援費制度の実施など多くの施策が国から打ち出され、社会福祉を取り巻く環境が大きく様変わりしつつあります。

豊橋市社会福祉協議会は、すべての市民の生活の質の向上と地域福祉活動に取り組むきわめて公益性の高い社会福祉法人として、介護保険・支援費制度においても、居宅介護支援事業や居宅サービス事業の指定を受けて、より質の高い福祉サービスを市民に提供していきます。また、介護保険・支援費制度の利用者以外の方への福祉サービスの提供や見守り支援体制の整備、相談体制の充実など、すべての人が安心して心豊かに暮らせるための事業を行っていきます。

さらに、従来からの「福祉のまちづくり」のための事業を一層推し進め、福祉、保健、医療、教育等の関係機関・団体等と連携しつつ、ノーマライゼーションの啓発や市民参加によるボランティア活動の振興、青少年・企業等に対する福祉教育、福祉分野におけるマンパワーの確保、バリアフリーのための活動に対する協力、災害時の弱者支援体制の確立などに積極的に取り組んでいきます。

以上の状況を踏まえ、豊橋市社会福祉協議会では平成 17 年度の事業計画を次のように策定します。

◎ 重点事業

地域福祉推進事業の充実

すべての人にやさしい福祉のまちづくりを実現するために、社会福祉協議会が中核となって地域福祉活動を積極的に展開し、地域福祉の総合的な組織化に取り組みます。

1. 総合福祉センターの管理運営

総合福祉センター（愛称「あイトピア」）の管理運営を豊橋市より受託し、特に市内のボランティア活動の拠点としての環境を整備し、ボランティアセンターの機能を強化します。

2. 高齢者虐待防止ネットワーク事業 [新規事業]

豊橋市からの委託を受け、高齢者の虐待防止を目的とする連絡会を設置し、広く市民に対して啓発活動を展開するとともに、福祉関係者等のネットワークを構築し、被害者の発見や支援のためのシステムづくりを目指します。

3. 県社協協働モデル事業 [新規事業]

愛知県社会福祉協議会と協働して、市内の閉じこもりがちな高齢者に対して「いきいきふれあいサロン」を設置し、いきがづくりや介護予防の観点から地域における交流の輪を広げていきます。

4. 地域福祉サービスセンター事業の実施

福祉相談窓口を一元化して相談・調整機能を強化するとともに、各種福祉サービスの申請受付、決定業務等を行い、迅速に適切なサービスを提供して地域福祉の向上に努めます。

- (1) 総合福祉相談の実施
- (2) 個別訪問による情報収集やニーズ調査
- (3) 福祉カルテの作成、登録
- (4) 各種福祉サービスの申請受付
- (5) 各種福祉サービスの決定、提供、調整
- (6) 処遇検討と支援プログラムの作成
- (7) 継続的な援助活動の実施
- (8) 関係機関との連絡調整（保健・福祉・医療のネットワークづくり）
- (9) 広報活動の実施

5. 地域たすけあい事業の実施

ひとり暮らし老人等を対象にした、住民参加による見守り・たすけあい体制確立のための活動を、市内全域で積極的に展開していきます。

- (1) 民生委員・児童委員との連携の強化
- (2) ひとり暮らしの高齢者等の福祉カルテの作成、整備
- (3) 見守りボランティアの育成
- (4) 地域のたすけあい、見守り活動の啓発、推進
- (5) 小地域における見守り、たすけあい体制の確立
- (6) 校区社会福祉協議会の育成、指導（市内 10 校区）

6. とよはしボランティアネットワークの運営

福祉関係のボランティアのみならず、広く市内のさまざまな分野のボランティアグループの活動を支援し、市民の主体的参加と協働を促進するとともに、有機的なネットワークを構築し、充実したボランティア活動が実践できるような体制の整備に努めます。

- (1) イヤーマーケティングの開催
- (2) ミニミーティングの開催
- (3) ネットワーク通信の発行（毎月）

7. ボランティアホームページ（「ボランティアの扉」）の運営

ボランティアネットワークの活動を支援するため、ホームページを作成し、ボランティアグループの連携を強化し、活動を活性化するとともに、一般市民を対象にホームページ上で情報の発信を行います。（ホームページアドレス <http://www.toyohashi-shakyo.or.jp/>）

（携帯電話用 <http://www.toyohashi-shakyo.or.jp/118/imode/TOP/html>）

8. 在宅介護支援センターの運営

3ヶ所の在宅介護支援センター運営を豊橋市より受託し、在宅で生活する高齢者やその家族への介護等相談を行ったり、福祉サービス等利用申請のお手伝いをします。また、基幹型の在宅介護支援センターでは、市内の在宅介護支援センターの連絡調整や地域ケア会議、ケアプラン指導研修等を行います。また、豊橋市介護予防推進連絡会を設置し、関係機関と連携しながら介護予防事業の取り組みを進めていくとともに、介護者教室（3日間、年6回）を開催し、介護者の介護技術の習得やよりよい介護の学習を通して、介護負担の軽減を図っていきます。

- (1) 豊橋市中央在宅介護支援センター（地域型・総合福祉センター内）
- (2) 豊橋市東部在宅介護支援センター（基幹型・つつじが丘地域福祉センター内）
- (3) 豊橋市南部在宅介護支援センター（基幹型・大清水地域福祉センター内）

9. 介護保険事業の実施

居宅介護支援事業や各種指定居宅サービス事業を実施し、介護を必要とする世帯を支援し、在宅福祉の充実を図ります。

A．居宅介護支援事業（居宅介護計画の作成等）

- (1) 中部居宅介護支援事業所（八町地域福祉センター内）
- (2) 東部居宅介護支援事業所（つつじが丘地域福祉センター内）
- (3) 南部居宅介護支援事業所（大清水地域福祉センター内）

B．訪問介護事業（訪問介護サービスの提供）

- (1) 豊橋市社会福祉協議会ホームヘルパー中部（八町地域福祉センター内）
- (2) 豊橋市社会福祉協議会ホームヘルパー東部（つつじが丘地域福祉センター内）
- (3) 豊橋市社会福祉協議会ホームヘルパー南部（大清水地域福祉センター内）

C．訪問入浴介護事業（訪問入浴介護サービスの提供）

- (1) 豊橋市社会福祉協議会中部指定訪問入浴介護事業所（八町地域福祉センター内）
- (2) 豊橋市社会福祉協議会東部指定訪問入浴介護事業所（つつじが丘地域福祉センター内）
- (3) 豊橋市社会福祉協議会南部指定訪問入浴介護事業所（大清水地域福祉センター内）

D．通所介護事業（通所介護サービスの提供）

南部デイサービスセンターにおいて、実施します。（定員25名）

10. 介護認定訪問調査業務の受託

介護保険制度における要介護認定作業の中核となる訪問調査業務を豊橋市より受託します。

11. 居宅介護支援事業者等連絡会の運営

介護保険の居宅介護支援事業所並びにサービス事業者等の連絡会を開催し、介護保険関連情報の周知や介護支援専門員等の従事者及び管理者の研修や講演会、事業者ガイドブックの作成などの事業を行うことで、介護保険事業の円滑な運営を支援します。

12. 障害者居宅生活支援事業（支援費制度）の実施

在宅の障害者の生活を援助するため、障害者支援費制度の居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス）を行います。

- ・身体障害者居宅介護等事業
- ・知的障害者居宅介護等事業
- ・児童居宅介護等事業

13. 精神障害者ホームヘルパー派遣事業の受託

在宅の精神障害者の生活を支援するためにホームヘルパーを派遣する事業を豊橋市より受託します。

14. 地域福祉権利擁護事業の実施〔福祉サービス利用援助事業〕

地域福祉権利擁護事業を愛知県社会福祉協議会から受託し、判断能力が十分でないため、日常生活を営むことに支障がある痴呆性老人や知的障害者、精神障害者等の福祉サービスの利用に関する相談・助言・申請手続・費用の支払い等、一連の援助を行います。

（担当地域...豊橋市・田原市・渥美町）

15. ファミリーサポートセンターの運営〔仕事と育児両立支援特別援助事業〕

会員相互の助け合いを基盤としたファミリーサポートセンターを豊橋市より受託運営し、仕事と育児の両立を支援し、安心して働くことができる環境づくりに取り組んでいきます。

- （1）会員講習会（4回）
- （2）フォローアップ講習会（2回、救急救命講習）
- （3）会員交流会（1回）
- （4）連絡調整会議（2回）
- （5）広報紙の発行

16. 災害対策計画の策定

平成14年度に策定した「豊橋市社会福祉協議会災害対策計画」を関係機関と継続協議し、必要に応じて見直していきます。

◎ 一般事業推進計画

1. 社会福祉協議会活動組織の充実

地域福祉・在宅福祉の事業を進める中核として、組織面、活動面、財政面等の基盤整備の一層の充実に図ります。

2. 相談事業の実施

市民の方の悩みごとや福祉問題を解決したり、高齢者等の生きがい・健康を高めるために多様な福祉ニーズに対応できるような相談体制の中で、それぞれのニーズに即した支援体制を整備し、問題解決力の強化に努めます。

(1) 心配ごと相談 毎週4回

(八町地域福祉センター2回とつつじが丘・大清水地域福祉センター 各1回)

(2) ことぶき結婚相談 毎週2回(八町地域福祉センター)

(3) 法律相談 毎月2回(市民相談室とつつじが丘地域福祉センター)

(4) 総合福祉相談 毎週月～金曜日(総合福祉センターと各地域福祉センター)

(5) 老人健康相談 毎月2回(各地域福祉センター)

3. ボラントピア事業の継続推進

ボランティア活動の推進のための各種ボランティアの養成研修事業の実施やボランティア活動に関する調査研究・広報啓発活動、ボランティアセンターの機能強化などの事業の一層の充実を図り、「心豊かな福祉のまち豊橋」づくりを積極的に推進していきます。

(1) ボランティアセンターの設置運営(総合福祉センター2階)

ボランティアについての相談・登録・斡旋・紹介・養成・情報の提供

(開館時間...毎週火～日曜日、午前9時～午後9時、祝日対応)

(2) 各種ボランティア養成講座の開催

1) 手話体験講習会

2) 手話入門基礎講習会

3) 中級手話講習会

4) 要約筆記者養成講座・パソコン要約筆記講座

5) 点訳ボランティア養成講座(昼の部、夜の部)

6) 福祉レクリエーション入門講座(昼の部、夜の部)

7) 視覚障害者ガイドヘルプ講習会

8) 肢体不自由者ガイドヘルプ講習会

9) 音訳ボランティア養成講座

10) ボランティアはじめの一步セミナー(ボランティア入門講座)

11) ボランティアパートナー研修

12) 知的障害者サポートボランティア講習会

13) 災害ボランティア養成講座

14) おもちゃ図書館ボランティア講座

15) 地域レクリエーションリーダー講座

(3) ボランティア情報ネットワークシステム(全国社会福祉協議会)の加入

(4) ボランティア活動支援事業の実施

ボランティア活動を支援するために、ボランティアグループに対し助成金を交付します。

- (5) 東三河ボランティア集会の共催
- (6) ボランティア保険、行事用保険の取り扱い
- (7) ボランティア活動用器材の貸出（液晶プロジェクター、行事用テント、キャンプ用品等）
- (8) ライブラリー、ビデオライブラリーの運営
- (9) ボランティア用書庫、ロッカー、メールボックスの貸出
- (10) チラシ、パンフレットの作成
- (11) 地域ボランティアのすすめ（シニア対象） [新規事業]

4. 福祉人材バンク事業の実施

福祉関係従事者の確保を目的とした福祉人材バンク事業を実施し、愛知県福祉人材センターと連携をとりつつ人材バンクへの登録を受け付け、無料職業紹介事業を行うとともに、社会福祉施設や福祉の仕事に関する理解を深めるための事業を展開します。

- (1) 福祉人材無料職業紹介事業の実施（求人・求職の登録、斡旋、紹介）
- (2) 福祉講演会の実施（年1回）
- (3) 福祉人材研修会（初級・現任者）の開催（各1回）
- (4) 市内社会福祉施設紹介冊子（「施設のあらまし」）の作成
- (5) 就職ガイドブック（「福祉ワーク」）の作成
- (6) 施設紹介パネルの作成、貸出
- (7) 就職説明会の共催（愛知県福祉人材センター）
- (8) 社会福祉施設との協働活動の促進
- (9) H O Tシステムの運営
（中央福祉人材センター、愛知県福祉人材センターとの情報ネットワーク）
- (10) インターネット職業紹介事業（ホームページ「福祉のお仕事」）の実施

5. 福祉教育の推進

市内の小・中・高等学校を社会福祉協力校等に委嘱し、福祉教育の研究・実践を通して児童・生徒の健やかな成長を促し、思いやりのある福祉の心を育成します。また、教職員に対する福祉教育研修に協力していきます。

- (1) 社会福祉協力校等の委嘱、事業の助成
 - ・市社協委嘱校 小学校... 3校、中学校... 3校
 - ・研究校 小学校... 1校、中学校... 2校
- (2) 社会福祉協力校等の委嘱終了校に対するフォロー事業（39校）
- (3) 福祉実践教室の開催
- (4) 青少年ボランティア福祉体験学習事業の実施
- (5) 高校生ボランティア表彰の実施
- (6) 福祉教育啓発ポスターの作成
- (7) 教職員福祉教育研修会の開催

- (8) 高齢者疑似体験セットの貸出
- (9) 福祉教育推進のための連絡会の開催

6. 民生委員児童委員活動の推進協力

豊橋市民生委員児童委員協議会が進める、研修、その他民生委員・児童委員活動の推進に積極的に協力するとともに、地域福祉増進の主体として、ともに連携して地域の福祉活動やネットワークづくりに取り組んでいきます。

- (1) 民生委員児童委員協議会活動への助成
- (2) 民生委員児童委員活動研修会の開催
- (3) モデル民協の指定による、民協活動の活性化(2地区)
- (4) 子育て支援事業の実施協力、助成
- (5) 民生児童福祉名簿及び福祉票の整備充実
- (6) 全国民生委員互助共励事業の取り扱い
- (7) 関係図書、資料等の斡旋・頒布
- (8) 民生委員研修の実施協力
- (9) 地区民協活動との連携強化

7. 高齢者福祉事業の実施

高齢社会に対応し、在宅福祉の増進や高齢者の生きがいづくりのための事業を展開していきます。

- (1) ひとり暮らし老人ふれあい料理講習会 (全10回、3カ所)
- (2) 「福祉の店」の運営
- (3) 「敬老の日」祝い品の贈呈
- (4) 老人クラブ活動の育成
- (5) ひとり暮らし老人、ねたきり老人等への援助及び支援体制の強化
- (6) 老人福祉諸行事への参加協力

8. 児童・母子福祉事業の実施

次代を担う児童・青少年の健やかな成長のために児童・母子福祉の一層の充実に取り組みます。

- (1) 母子福祉会への助成及び関連行事への協力
- (2) 児童福祉週間行事等の実施協力
- (3) こどもの遊び場の整備(2カ所)
- (4) 保育所遊具等整備資金の助成(民間保育所)
- (5) 児童健全育成活動への協力
- (6) 書道・ポスター作品コンクールの実施(小・中学生対象)
- (7) 福祉教育振興基金助成事業

児童養護施設等の児童が進学するための経費の一部を助成し、児童の自立を支援します。

- 1) 修学資金(高等学校) 公立 月 10,000円、私立 月 15,000円

- 2) 就学支度金（入学時） 公立・私立高校 100,000円
国公立大学 400,000円以内、私立大学 600,000円以内

9. 心身障害者（児）福祉事業の実施

障害者の自立と社会参加を一層促進するため、ボランティアの協力を得ながらさまざまな地域福祉活動を実施していきます。

- (1) 障害児（者）とボランティアのつどいの実施
- (2) 在宅障害者なかよし料理講習会（全10回、2カ所）
- (3) おもちゃ図書館「なかよしライブラリー」の運営
 - ・豊橋市総合福祉センター（月2回）
 - ・豊橋市つつじが丘地域福祉センター（月1回）
- (4) 視覚障害者ガイドヘルプのコーディネート（ボランティアグループ「かるがも」）
- (5) 肢体不自由者ガイドヘルプのコーディネート（ボランティアグループ「渋茶倶楽部」）
- (6) とよはし障害者青年学級（年6回）
- (7) 車イスセンターの運営（160台保有）

車イスの短期無料貸出事業を実施し、市民の一時的な福祉ニーズに対応します。

[貸出期間...3ヵ月間以内で、必要に応じて6ヵ月まで延長]
- (8) リフトカーの貸出（対象...福祉団体等）
- (9) 「福祉の店」の運営
- (10) 障害者はたちのつどいの共催
- (11) 障害者福祉関係団体への助成及び諸行事への参加協力

10. 福祉資金の貸付等

経済的・社会的基盤の不安定な低所得世帯等に対し、低利又は無利子で福祉資金の貸付を行い、償還指導や生活援助活動を通して世帯の安定と自立を図ります。

- (1) 生活福祉資金の貸付

民生委員と協働して、借受世帯に対して生活援助活動を実施することによって、要援護世帯の自立を助長します。また、失業によって生活の維持が困難となった世帯に対する「離職者支援資金」や低所得世帯の高齢者世帯に対する不動産を担保にした「長期生活支援資金」、緊急かつ一時的な資金需要のための「緊急小口資金」など、多様なニーズに対応した資金の貸付を行います。
- (2) 豊橋市生活資金一時貸付（1世帯 30,000円以内）

低所得世帯の緊急かつ一時的に必要な生活資金を無利子で貸し付けます。
- (3) 暮らし資金の貸付

生活資金や医療費などの一時的な出費に対し、資金の貸付を行い、低所得世帯の生活の安定を図ります。
- (4) 夏期・越年資金等の貸付（1世帯 20,000円以内）

生活保護世帯の一時的な出費に対し、必要な資金を無利子で貸し付けます。

(5) 災害見舞金の支給

火事等の災害に遭われた世帯に対し、見舞金を支給します。

- | | |
|----------|-------------|
| 1) 死亡 | 100,000 円以内 |
| 2) 全焼・全壊 | 60,000 円 |
| 3) 半焼・半壊 | 30,000 円 |

11. 啓発及び広報活動

一般市民の社会福祉活動に対する理解・参加を得るため、広報・啓発活動の強化に努めます。

- (1) 社協だより「福祉ボランティア豊橋」の発行（年3回、全世帯配布）
- (2) 「社協のあらまし」、パンフレット等の作成
- (3) 報道機関等の活用
- (4) 社会福祉への理解・関心を高めるための事業の実施

12. 福祉施設の管理運営

高齢者や障害者、母子家庭の方等の憩いと団らんの場として、また、ボランティア活動の振興や在宅福祉サービスの拠点として、地域の福祉活動を推進するための施設を管理運営します。

- (1) 豊橋市総合福祉センター「あイトピア」（前畑町115）
- (2) 豊橋市八町地域福祉センター（八町通五丁目9）
- (3) 豊橋市つつじが丘地域福祉センター（佐藤五丁目22-16）
- (4) 豊橋市大清水地域福祉センター（大清水町字大清水546）
- (5) 東部老人会館（中岩田五丁目8-2）

13. 共同募金運動の推進協力

地域福祉・施設福祉の推進のため、共同募金運動に積極的に参加協力していきます。

- (1) 共同募金運動に対する協力（10月1日～12月31日）
- (2) 歳末たすけあい運動の実施（12月1日～12月31日）

14. 事業財源の確保

地域住民の福祉ニーズにすみやかに対応し、きめの細かなサービスを提供するために自主財源の確保に積極的に努めます。

- (1) ボランティア基金、福祉教育振興基金の造成
- (2) 基本財産の造成
- (3) 会員制度の拡充強化
 - 1) 特別会員 1口 1,200 円
 - 2) 施設会員 1口 2,000 円
 - 3) 賛助会員 1口 600 円
 - 4) 普通会員 1口 200 円

15. 収 益 事 業

(1) 白ヶ池会館売店の経営

(2) 美術博物館喫茶コーナーの経営

(3) 駅前地下コインロッカー事業の経営

16. その他社会福祉活動の推進上必要とされる事項